

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、教養教育と専門教育が調和した幅広い技術教育を行い、職業及び社会生活を主体的に設計する創造性豊かな人間を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、日本文理大学医療専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を大分市一木1727に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜別
医療専門課程	診療放射線学科	3年	80名	240名	昼間
医療専門課程	臨床検査学科	3年	40名	120名	昼間
医療専門課程	臨床工学科	3年	40名	120名	昼間

2 本校の在学期間は、前項で定められた各学年の修業年限の2倍を超えることはできない。

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年・学期)

第6条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2期に分ける。

前期	4月1日より	9月30日まで
後期	10月1日より	翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業 その期間は別に定める。
- (4) 冬季休業 その期間は別に定める。
- (5) 春季休業 その期間は別に定める。

第4章 教育課程、授業時間及び教員組織

(教育課程)

第8条 本校における授業科目の種類、授業時間数及び単位数は別表のとおりとする。

2 年間の授業及び定期試験等を行う期間は、30週にわたることを原則とする。

3 各授業科目の授業は、各学期において15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とし、実験・実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で校長が定める授業時数をもって1単位とする。

2 臨床実習並びに臨地実習については、45時間の授業時間数をもって1単位とする。

(成績評価)

第10条 授業科目を履修し、当該科目の試験に合格した者には所定の単位を与える。

2 試験は学期末に、又は適時、その履修した科目について筆記、口述、レポート、実技などによっ

て行う。

- 3 各科目の評価は、A (100~80点) 、B (79~70点) 、C (69~60点) 、D (59点以下) とし、C 以上を合格、Dは不合格とする。
- 4 出席時数が第8条に定める規定の授業時数に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。
- 5 欠席等により、前項の授業時数を欠いた学生の願い出により、別に定める当該授業の補習授業を学期内に受講し、出席時数を回復した者は、前項にかかわらず、その科目について評価を受けることができる。
- 6 前項にかかわらず、学期内の欠席時数が授業時数の3分の1を超えた者は、当該科目について当該授業の補習授業を受けることができない。
- 7 追試験は、本試験を欠席した者で客観的事実を証明する書類を添付し、所定の追試験願を校長に提出し、その承諾を受けた者に限り受けることができる。
追試験の成績は、本試験に準ずる。
- 8 再試験は、本試験の結果不合格になった者が、その科目について、原則として該当学期内に限り受けることができる。
再試験の成績評価は、C (合格) またはD (不合格) とする。
- 9 成績評価の指標としてf-GPA制度を利用する。f-GPA制度に関する規程については別に定める。

(単位の認定)

第11条 学生が本校に入学する前に他の専修学校の専門課程における授業科目及び短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本校に入学した後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、本校所定の必要書類とともに指定期日までに申請しなければならない。
- 3 認定された科目的評価については、前条にかかわらず「認定」と表示する。
- 4 第1項に定める、本校における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、本校専門課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えないものとする。

(始業及び終業)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時間	終業時間	曜日
医療専門課程	診療放射線学科	昼間	9時20分	16時40分	月～金
医療専門課程	臨床検査学科	昼間	9時20分	16時40分	月～金
医療専門課程	臨床工学科	昼間	9時20分	16時40分	月～金

- 2 前項にかかわらず臨床実習又は臨地実習は、8時30分から17時00分まで行うものとする。

(教職員組織)

第13条 本校に、次の職員を配置する。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 27名以上
 - (3) 助手 若干名
 - (4) 事務職員 3名以上
 - (5) 学校医 1名
- 2 校長は、本校を代表し、学校の円滑なる運営を図り、所属職員を指揮監督し、校務を管理する。
 - 3 重要事項を審議するため教職員会議を置く。教職員会議に関する規程は別に定める。
 - 4 その他の会議に関する事項は別に定める。

第5章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第14条 本校に入学することのできる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格

した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、学期の始めとすることができます。

(入学の志願)

第16条 本校に入学を志願する者は、本校所定の入学願書に必要事項を記入の上、必要書類とともに第26条に定める入学選考料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の入学志願者については、別に定める規程により選考する。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 第16条第2項に基づき合格の通知を受けた者は、本校の定める期日までに、入学金及び授業料等を納入するとともに、本校所定の必要書類を提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

- 3 第14条に定める入学資格を見込みで提出して、入学許可証を交付された者が、その年度に入学資格を取得できなかった場合は、入学許可を無効とする。

(転学科)

第18条 転学科を志願する者があるときは、欠員があり、真にやむを得ない事由のある場合に限り、転学科を許可することがある。

(休学、復学、留年)

第19条 学生が、やむを得ない事由によって、修学することができない場合は、願い出により校長の許可を得て、学期単位で休学することができる。

- 2 休学を願い出せるのは各学期開始日の前日までを原則とする。

- 3 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、校長は休学を命じることができる。

- 4 休学の期間は3ヶ月以上、通算して1年以内とする。

- 5 休学者は、休学期間中は授業に出席、又は試験を受けることができない。

- 6 休学の期間は第5条の在学期間に算入しない。

- 7 休学者は、休学期間中にその事由が消滅した場合は、校長の許可を得て、学期の始めに限り復学することができる。

- 8 進級、卒業の要件に満たない者は、留年とする。

(退学及び除籍)

第20条 退学をしようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 退学を願い出る者は、退学する日を含む学期の学費を納入していかなくてはならない。ただし、休学を許可された期間内においてはこの限りではない。

- 3 第25条に定めるところにより校長は退学を命じることができる。

- 4 次に掲げる各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

- (1) 学費を滞納し、督促を受けても指定の期日までに完納しない者
- (2) 第19条に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 第5条に定める在学期間を超えた者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 本校において修学する意志がないと認められる者
- (6) 死亡した者

- 5 退学及び除籍の取り扱いについては別に定める。

(進級、卒業の要件等)

第21条 別表に定める学年の授業科目について、不合格の授業科目がある場合は留年とし原級に留まり、不合格の授業科目を修得しなければならない。

- 2 本校に3年以上在学し、第8条に定める授業科目について全ての単位を修得した者には、課程を修了したと認め、教職員会議の議を経て、校長は卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(資格の取得)

第22条 本校を修了した者は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規

- 程（平成6年6月21日文部省告示第84号）により、「専門士（医療専門課程）」の称号を授与する。
- 2 診療放射線学科を卒業した者には、診療放射線技師法（昭和26年6月11日法律226号）第20条第1項により、厚生労働大臣が免許を与える診療放射線技師試験の受験資格を得ることができる。
 - 3 臨床検査学科を卒業した者には、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年4月23日法律第76号）第15条第1項により厚生労働大臣が免許を与える臨床検査技師試験の受験資格を得ることができる。
 - 4 臨床工学科を卒業した者には、臨床工学技士法（昭和62年6月2日法律第60号）第14条第1項により、厚生労働大臣が免許を与える臨床工学技士試験の受験資格を得ることができる。

第6章 聴講生

（聴講生）

第23条 本校の特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、各学科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として聴講を許可することができる。

第7章 賞罰

（表彰・褒章）

第24条 人物及び成績が優秀で他の模範となる者は、表彰することができる。

2 本校学生として、校外において特に善行があり、本校の名誉を高めた者は、褒章する。

（懲戒）

第25条 本校の学生が、学生にあるまじき行為があったときは、校長は懲戒することができる。

2 懲戒には、戒告、停学及び退学がある。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第8章 学生納付金、入学選考料

（授業料等及び入学選考料）

第26条 本校の授業料等は、次のとおりとする。

学科名	学年	入学金	授業料	教育充実費	実験実習費	委託徴収金	年次合計
診療放射線学科	1年次	200,000円	700,000円	200,000円	330,000円	10,000円	1,440,000円
	2年次	-	700,000円	200,000円	470,000円	10,000円	1,380,000円
	3年次	-	700,000円	200,000円	470,000円	40,000円	1,410,000円
臨床検査学科	1年次	200,000円	700,000円	200,000円	130,000円	10,000円	1,240,000円
	2年次	-	700,000円	200,000円	210,000円	10,000円	1,120,000円
	3年次	-	700,000円	200,000円	210,000円	40,000円	1,150,000円
臨床工学科	1年次	200,000円	700,000円	200,000円	50,000円	10,000円	1,160,000円
	2年次	-	700,000円	200,000円	160,000円	10,000円	1,070,000円
	3年次	-	700,000円	200,000円	160,000円	40,000円	1,100,000円

2 入学選考料は、20,000円とする。

（授業料等の納入）

第27条 授業料等は、別に定める期限内に納入しなければならない。

（休学による授業料等の減免）

第28条 休学を許可された者または命ぜられた者については、休学期間中は授業料等を半額免除する。

2 前項の規定による授業料等の減免の許可を受けようとする者は、休学しようとする日の前日までに、次の書類を添えて授業料等の減免を願い出なければならない。

- (1) 疾病の場合は、医師の診断書
- (2) 経済的理由の場合は、学資負担者の死亡その他により学資調達が困難であることを証明する書類（学資負担者の居住地の市区町村長の証明書等）
- (3) その他必要な書類

3 授業料等の減免の許否は、本人申請後、決定する。

4 授業料等の減免を許可された者について、虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

（授業料等の返還）

第29条 既に納入した授業料等は、原則として返還しない。

(授業料等の減免)

第30条 特に必要と認めた場合には、授業料等を減免することができる。

(各種証明書等手数料)

第31条 各種証明書等の種類及び手数料については別に定める。

第9章 学生生活

(学生支援)

第32条 学校保健法第6条の規定に基づき、健康診断を毎年1回実施する。

2 本校に図書室を置く。図書室に関する規程は別に定める。

3 本校に保健室を置く。

(特待生制度)

第33条 本校に特待生制度を設ける。

2 特待生制度に関する規程は別に定める。

第10章 雜則

(施行細則)

第34条 本学則の実施に関する細則は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成19年11月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成25年6月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行し、適用する。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行し、適用する。

2 第26条第1項については、令和2年度入学生から適用し、令和元年度以前の入学生は従前の定めによる。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行し、適用する。

別表（省略）

別表1-1 診療放射線学科教育科目別時間割

教育内容		基準	単位	時間	第1学年		第2学年		第3学年		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎分野	科学的思考の基盤	14	数学	2	45	22.5	22.5				
			物理学	1	22.5	22.5					
			化学	1	22.5	22.5					
			生物学	1	22.5	22.5					
	人間と生活		人間関係学	2	45	22.5	22.5				
			社会福祉学	1	22.5		22.5				
			英語 I	1	22.5	22.5					
			英語 II	1	22.5		22.5				
			コンピュータ基礎演習	2	45	22.5	22.5				
			情報処理演習	1	22.5		22.5				
			保健体育	2	45	22.5	22.5				
			小計	15	337.5	180	157.5	0	0	0	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病的成り立ち	13	臨床医学	2	45	22.5	22.5				
			公衆衛生学	1	22.5	22.5					
			解剖学	2	45	22.5	22.5				
			生理学	2	45	22.5	22.5				
			病理学	1	22.5		22.5				
			生化学	1	22.5		22.5				
			基礎医学大要	2	45			22.5	22.5		
			基礎医学大要特論	2	45					45	
			小計	13	292.5	90	112.5	22.5	22.5	0	45
	保健医療福祉における理工学的基礎ならびに放射線の科学及び技術	18	放射線概論 I	2	45	22.5	22.5				
			放射線概論 II	2	45			22.5	22.5		
			医用工学演習 I	2	45	22.5	22.5				
			医用工学演習 II	2	45			22.5	22.5		
			医用工学特論	1	22.5						22.5
			放射線物理学 I	2	45			22.5	22.5		
			放射線物理学 II	1	22.5						22.5
			放射化学 I	2	45			22.5	22.5		
			放射化学 II	1	22.5						22.5
			放射線生物学 I	2	45			22.5	22.5		
			放射線生物学 II	1	22.5						22.5
			放射線計測学演習	2	45			22.5	22.5		
			放射線計測学特論	1	22.5						22.5
			小計	21	472.5	45	45	135	135	0	112.5
専門分野	診療画像技術学・臨床画像学	18	放射線撮影学 I	2	45	22.5	22.5				
			放射線撮影学 II	2	45			22.5	22.5		
			放射線撮影学特論	1	22.5						22.5
			臨床画像学	2	45			22.5	22.5		
			診療画像機器学 I	4	90	45	45				
			診療画像機器学 II	2	45			22.5	22.5		
			診療画像機器学特論	1	22.5						22.5
			診療画像機器学実験	1	45						45
			診療画像検査学	2	45			22.5	22.5		
			診療画像検査学特論	1	22.5						22.5
			小計	18	427.5	67.5	67.5	90	90	0	112.5
	核医学検査技術学	6	核医学検査学	2	45			22.5	22.5		
			核医学機器学	2	45			22.5	22.5		
			核医学検査技術学特論	2	45						45
			小計	6	135	0	0	45	45	0	45
	放射線治療技術学	7	放射線治療技術学	2	45			22.5	22.5		
			線量計測学	1	22.5			22.5			
			放射線治療機器学	2	45			22.5	22.5		
			放射線治療技術学特論	2	45						45
			小計	7	157.5	0	0	67.5	45	0	45
実践臨床	医療画像情報学	6	画像工学	2	45	22.5	22.5				
			医用画像情報学	2	45			22.5	22.5		
			医用画像情報学特論	2	45						45
			小計	6	135	22.5	22.5	22.5	22.5	0	45
	放射線安全管理学	4	放射線関係法規	2	45	22.5	22.5				
			放射線安全管理学	2	45			22.5	22.5		
			放射線安全管理学特論	1	22.5						22.5
			小計	5	112.5	22.5	22.5	22.5	22.5	0	22.5
	医療安全管理学	2	医療安全管理学	2	45	22.5	22.5				
	小計	2	45	22.5	22.5	0	0	0	0		
	実践臨床画像学	2	実践臨床画像学 I	1	22.5					22.5	
			実践臨床画像学 II	1	22.5					22.5	
			小計	2	45	0	0	0	22.5	22.5	0
臨床実習	臨床実習	12	臨床実習	10	450					450	
			学内実習	2	90			45	45		
			小計	12	540	0	0	45	45	450	0
合計				102	107	2700	450	450	450	472.5	427.5

別表1-3 臨床工学科教育科目別時間割

教育内容			基準	単位	時間	第1学年		第2学年		第3学年		
基礎分野	化学的思考の基盤	数学				前期	後期	前期	後期	前期	後期	
		物理学	14		2	45	22.5	22.5				
		化学			2	45	22.5	22.5				
		生物学			1	22.5	22.5					
	人間と生活	人間関係学			1	22.5	22.5					
		社会福祉学			2	45	22.5	22.5				
		英語 I			1	22.5	22.5					
		コンピュータ基礎演習			2	45	22.5	22.5				
		保健体育			2	45	22.5	22.5				
		公衆衛生学			1	22.5	22.5					
		小計			16	360	225	135	0	0	0	
専門基礎分野	人体の構造及び機能	解剖生理学 I	6		2	45	45					
		解剖生理学 II			2	45		45				
		解剖生理学実習			1	45			45			
		生化学			1	22.5				22.5		
		小計			6	157.5	45	45	45	22.5	0	
	臨床工学に必要な医学的基礎	医学概論	8		1	22.5	22.5					
		基礎看護学			1	22.5				22.5		
		血液学			2	45	22.5	22.5				
		免疫学			1	22.5				22.5		
		微生物学			1	22.5			22.5			
		病理学			2	45			22.5	22.5		
		小計			8	180	45	22.5	45	67.5	0	
専門分野	臨床工学に必要な理工学的基礎	基礎工学	16		2	45	22.5	22.5				
		医用工学 I・実習			3	90	45	45				
		医用工学 II・実習			3	90			45	45		
		医用工学特論			2	51					51	
		材料工学			2	45	22.5	22.5				
		物性工学			2	45	22.5	22.5				
		機械工学			2	45	22.5	22.5				
		小計			16	411	135	135	45	45	0	
	臨床工学に必要な医療情報技術システム工学の基礎	情報数学	7		2	45			22.5	22.5		
		医療情報学			1	25.5					25.5	
		システム工学			2	51					51	
		情報工学特論			2	51					51	
		小計			7	172.5	0	0	22.5	22.5	127.5	
専門分野	医用生体工学	生体計測学・実験	7		3	90			45	45		
		臨床工学特論			2	51					51	
		医用生体工学特論			2	51					51	
		小計			7	192	0	0	45	45	0	
	医用機器学	医用機器学 I	8		1	22.5		22.5				
		医用機器学 II			2	45			22.5	22.5		
		医用機器学特論			2	51					51	
		治療機器学・実験			3	90			45	45		
		小計			8	208.5	0	22.5	67.5	67.5	0	
専門分野	生体機能代行技術学	人工臓器学 I	12		2	45		45				
		人工臓器学 II			4	90			45	45		
		人工臓器実習 I			1	45		45				
		人工臓器実習 II			2	90			45	45		
		生体機能代行装置学特論(循環)			1	25.5					25.5	
		生体機能代行装置学特論(代謝)			1	25.5					25.5	
		生体機能代行装置学特論(呼吸)			1	25.5					25.5	
		小計			12	346.5	0	90	90	90	0	
	医用安全管理学	医用安全管理学・実習	5		3	90			45	45		
		医用安全管理学特論			2	51					51	
		小計			5	141	0	0	45	45	0	
専門分野	関連臨床医学	臨床医学総論	6		2	45			22.5	22.5		
		臨床医学特論			2	51					51	
		麻酔集中治療学			2	45			22.5	22.5		
		小計			6	141	0	0	45	45	0	
	臨床実習	臨床実習	4	4	180					180		
	小計	4	4	180	0	0	0	0	180	0		
	特別講義	国試対策講座	2		※	60					60	
		総合医用機器演習			※	60					60	
		小計			120	0	0	0	0	120	0	
	合計		93	95	2610	450	450	450	450	300	510	